



青梅市住宅マスタープラン

住宅政策の目標

Ⅲ

住宅政策の目標

1 基本理念

豊かな自然と都市の魅力 住みたいまち・住み続けるまち

本市は、緑や水辺など豊かな自然環境に恵まれながら、歴史や伝統的な文化があり、都市的利便性も有する都市です。これらの自然、歴史、文化は、本市の貴重な資源であり、将来に引き継がなければならない重要なものです。

住まいは、生活の基盤であると同時に都市を形成する要素として、街並みや環境、文化などと密接に関係します。

本市は、既に人口減少が進行しています。持続可能で活力あるまちとしていくため、子育て世帯をターゲットとした定住促進やその環境整備をはじめとして、空き家の利活用など既存住宅ストックの有効活用を図り、住み慣れた地域で誰もが安全・安心に暮らし続けることができる住まい・まちづくりや、地域特性を活かした魅力ある住まい・まちづくりを進め、住みたいまち・住み続けることができるまちを目指します。

2 目標

目標1 「ひと」 市民の誰もが安心して暮らせる住まいづくり

多様なニーズにあわせた住まいが選択でき、住宅セーフティネットの整備・充実とあわせて、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができる住まいづくりや環境整備を進めます。

(取組方針)

- 1 子育て世帯等が安心して住み続けられる住まいづくり
- 2 高齢者・障害者世帯が安心して暮らせる住まいづくり
- 3 住宅セーフティネットの整備・充実

目標2 「すまい」 いつまでも住み続けられる住まいづくり

新築住宅や既存住宅ストックの質を高めるとともに、マンションの適正な維持管理や空き家の利活用の促進などを図ります。あわせて、地域の防災性・防犯性を高めることで、良質で住み続けることができる住まいづくりや環境整備を進めます。

(取組方針)

- 1 安全で安心できる住まいづくり
- 2 良質で環境に配慮した住まいづくり
- 3 良質なマンションストックの形成
- 4 空き家等の適正な管理と利活用の促進

目標3 「まち」 地域の特性を活かした住まい・まちづくり

市街地の特性とまちづくりとを連携させ、住みよい住環境の形成を図ります。

また、豊かな自然環境や美しい風景、歴史や伝統ある文化などの優れた資源と都市的利便性を兼ね備えているという、本市の特性を活かした住まい・まちづくりを進めます。

(取組方針)

- 1 地域特性に応じたまちづくり
- 2 自然・歴史・文化を活かした住まい・まちづくり



富士山が望める風景と住宅



新町平松緑地の桜並木